

春日部市物価高騰対策農業者支援助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、物価の高騰により影響を受けた農業経営者に対し、農業に使用することを目的とした肥料・農薬・燃料（以下「肥料等」という。）の購入費用の負担軽減を図るため、肥料等の購入額又は購入量に応じた助成金を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

2 前項の助成金の交付に関しては、春日部市補助金等の交付手続等に関する規則（平成17年規則第125号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(助成対象者)

第2条 助成金の対象者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 農業委員会が管理する農地台帳に登録されている者
- (2) 市内に住所を有する個人又は市内に事業所を有する法人で農業経営を行っている者
- (3) 助成金の交付後においても、農業経営を継続する意思がある者

(助成対象となる肥料等)

第3条 助成金の対象となる肥料等は、別表第1のとおりとし、その他市長が必要と認めたものについても対象とする。

2 前項の規定にかかわらず、国又は地方公共団体の他の補助金等の交付を直接受けた肥料等は、助成金の対象としない。

(助成金の額)

第4条 助成金の額は、別表第2のとおりとし、かつ、予算の範囲内において市長が定める額とする。ただし、その算出された額の合計額に100円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てた額とする。

(交付の申請)

第5条 助成金の交付の申請をしようとする者（以下「申請者」という。）は、令和8年4月1日から同年6月30日までに、春日部市物価高騰対策農業者支援助成金交付申請書兼請求書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 購入した肥料等の種類、購入量、購入金額、納品日及び支払状況を確認できる書類の写し
- (2) 申請者が、春日部市以外の農業委員会が管理している農地台帳に登録されている者である場合は、当該農地台帳に登録されていることを確認できる書類
- (3) その他市長が必要と認めた書類

2 前項第1号の書類については、肥料又は農薬に関するものに限り、令和7年分（法人の場合は直近の事業年度分）の確定申告の際に提出した「収支内訳書（農業所得用）」の写しをもって代えることができる。

（交付の決定）

第6条 市長は、前条第1項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、助成金の交付又は不交付を決定するものとする。

2 市長は、助成金の交付を決定したときは春日部市物価高騰対策農業者支援助成金交付決定通知書（様式第2号）により、不交付と決定したときは春日部市物価高騰対策農業者支援助成金不交付決定通知書（様式第3号）により、申請者に通知するものとする。

（不当利得の返還）

第7条 市長は、偽りその他不正の手段により助成金の交付を受けた者に対し、交付した助成金の全部又は一部の返還を求めるものとする。

（書類の整備等）

第8条 助成金の交付を受けた者は、補助事業等に係る収入、支出等を明らかにした帳簿を備え、かつ当該収入、支出等についての証拠書類を整備保管しておかなければならない。

2 前項に規定する帳簿及び証拠書類は、補助事業等の完了の日の属する会計年度の翌会計年度から5年間保管しなければならない。

（その他）

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、市長決裁のあった日から施行する。

（この要綱の失効）

2 この要綱は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに申請されたものに係るこの要綱の規定については、この要綱の失効後も、なおその効力を有する。

別表第1（第3条関係）

種類	助成対象	対象となる期間
肥料	肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年法律第127号）の規定により登録又は届出されている肥料	令和7年1月1日から令和7年12月31日までに納品されたものの。 ただし、法人の場合は、直近事業年度となる1年間に納品されたもの。
農薬	農薬取締法（昭和23年法律第82号）第3条の規定により登録されている農薬	
燃料	施設園芸又は畜産の加温設備に使用するA重油、灯油及びプロパンガス	令和7年4月1日から令和8年3月31日までに納品されたもの。

別表第2（第4条関係）

種類	助成金の額	1事業者当たりの上限額
肥料	購入額に30/100を乗じた額	20万円
農薬	購入額に15/100を乗じた額	5万円
燃料	A重油購入量に1リットル当たり22円を乗じた額、灯油購入量に1リットル当たり18円を乗じた額及びプロパンガス購入量に1キログラム当たり21円を乗じた額の合計額。 ただし、購入に際し1リットル又は1キログラム当たりの額が上記金額を下回る場合は、それぞれの購入量に当該金額を乗じた額の合計額。	30万円